



<http://himawari.nagoya/> Email:himawarisouzoku@yahoo.co.jp TEL/FAX075-802-0215

令和4年3月

コロナもおさまらず、ウクライナ問題で世界大戦になるかと危惧していました。平和ボケの日本の確定申告もコロナで延長可能となり、いつもより遅いペースでと思いましたがなんとか終わることができました。桜が満開のようです。コロナの蔓延防止が解除になり、人出が増え、街の賑わいも増したようです。

#### 過去の相続、登記しないと過料へ（パートレポートより）

土地神話時代は全ての土地は財産でした。どんな土地も値上がりするありがたい資産でした。だからだれもが「この土地は私のもの」と迷わず登記しました。価値があるから登記は「権利」。所有者不明にはならなかった。時代がかわり、売れないし税金等カネがかかるだけの土地急増。「こんな土地いらない」登記費用払ってまで登記しません。所有者不明が社会問題化し登記を権利から「義務」にします。

自己のために相続の開始があったことを知り、かつ当該所有権を取得したことを知った日から3年以内に、所有権の移転の登記を申請しなければならない。遺贈（相続人に対する遺贈に限る）も同様とする。【新不動産登記法76条の2】正当な理由がなく申請を怠ったときは、10万円以下の過料に処することとする。【第16条①】

この際調べて確認しておく必要があります。よくあることです。

#### 生命保険の加入状況

せっかく保険に加入していたとしても忘れてしまっただけでは元も子もありません。特に相続が開始すると被相続人がどのような保険に加入していたかどうか、その内容がわからないことも多いのではないのでしょうか。

##### \* 生命保険契約の照会制度

家族の死亡の祭、生命保険の手がかりがないため契約状況が把握できず、困ってしまったことはないのでしょうか？このような場合、いままでは預金からの保険料の引き落とし記録や保険会社からの契約内容のお知らせなどを調べて、各生命保険会社に個別に問い合わせを行うしかありませんでした。しかし、全ての保険会社に問い合わせをすることは現実的にできませんので、網羅できたかどうか不安です。令和3年7月以降からは、「**生命保険契約照会制度**」というものが新たにできました。この制度を利用すれば生命保険契約の有無を一括照会できるようになりました。

この照会制度を利用するには

- \* 死亡
  - \* 認知判断能力の低下
  - \* 災害時の死亡又は行方不明
- の時だけ利用できます。

### 相続税と相続税調査

相続税は、毎年続けて申告していく所得税などと違い、一度きりのことなので、税務署では「生涯を通じた税金清算の最終機会」といわれています。税務職員は調査権限を持っているほか、提出を受けた申告書などの様々な情報を持っています。机上で過去の所得税や贈与税の申告内容と比べて、被相続人の申告財産が少なくないか、相続人が自身の収入だけでは蓄積できない財産を持っていないかなどを検討します。

### 名義預金とは？

税務上 ①だれがお金を出したか、②その預金を誰が管理していたか、③贈与された預金かという観点から判断し、申告すべき相続財産となるかが決まります。

たとえば「親が子供名義で作った預金」や「夫が生活費を入金していた専業主婦名義の預金」は贈与されていないければ、名義人である子や妻でなく、お金を出していた親（夫）の預金だと判断されることとなります。

預貯金の動きは、税務署が最も注目しており、親族名義を含めほとんど把握されていると考えることです。

## 家族信託の組成に伴う費用については

- 1 概略の設計
- 2 組成の意思決定
- 3 関係する方々への説明とご理解をえる
- 4 信託契約書作成など「実務」を行う段階
- 5 信託組成後の継続的なフォロー

コーディネーター契約組成で30万円（資産加算あり）不動産を信託登記の場合は登録免許税など将来の介護費・後見費用と係る費用と資産の保全

相続対策の可能性など勘案して決めるべき。何よりも家族の理解が必要です。

気軽にお問い合わせください。

ひまわり相続相談室：075-802-0215 携帯 090-6671-9268 [e-mailsakaitoshio76@gmail.com](mailto:e-mailsakaitoshio76@gmail.com)